

申告相談は 忘れずお早めに

税の申告相談 2/10 ~ 3/15

町では、2月10日(火)から税の申告相談を行います。この相談は、昨年1年間(平成15年1月から12月まで)の所得を申告していただくもので、この内容が平成16年度の町民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑したり、申告に時間がかかたりしますので、お早めに申告相談してください。

申告が必要な方

- 町民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。
- 平成16年1月1日現在で鏡石町内に住所があり、平成15年中に何らかの所得があった方。ただし、遺族年金、障害年金などの受給者や、所得がなかった人でも鏡石町内のご家族の扶養親族になつていない方などは申告が必要です。
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。
- 給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がない方。
- 平成15年の途中で退職された方。
- 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命・損害

申告の必要がない方

- 次に該当する方は、申告の必要がありません。
- 税務署に所得税の確定申告書を提出される方。
- 給与所得や年金所得のほか収入がなく、勤務先または支払者から町に支払報告書を提出済みの方。
- ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要。
- 平成15年中に所得がなく、鏡石町内に居住している家族の税法上の扶養になつている方。

申告相談に必要なもの

- 印鑑
- 平成15年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票など
- 給与や年金所得のある方は平成15年中の源泉徴収票
- 平成15年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの領収書・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料などの支払証明書
- 身体障害者・戦傷病者の方は障害者が確認できる手帳・証明書
- 医療費控除を受けようとするときは、平成15年中に支払った医療費の領収書
- 平成15年中に農業機械などを購入した場合は、その領収書など
- 営業所得者や収支計算で申告



町民一人ひとりのしあわせのため、税金は大切に使われています

公的年金者の申告相談

町では、公的(共済、厚生)国民年金のみを受給している方を対象とした申告相談を次のとおり行います。

◆日 時 2月9日(月) 午前9時~午後4時

◆場 所 勤労青少年ホーム

要介護等認定者の障害者控除認定について

介護保険法の要介護・要支援認定を受けている方は、その障害の程度に応じて所得税上の普通・特別障害者控除対象の認定を受けることができます。

該当される方は、保健福祉課に介護保険被保険者証を提示のうえ申請し、認定決定通知書の交付を受けて所得申告してください。

おむつに係る医療費控除の取扱いについて

所得税の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、おむつ代の医療費控除の取扱については、要介護認定に係る主治医意見書により町で証明できますので、該当される方は保健福祉課へ申請してください。

◆問い合わせ先 町保健福祉課 ☎62-2115

須賀川税務署から お知らせ

☎ 75 - 2194

須賀川税務署では、平成15年分所得税確定申告相談を1月27日(火)から3月15日(月)まで、昨年同様須賀川市産業会館(牡丹園向かい)で行いますので、混まないうち早めに申告を済ませてください。

また、申告は郵送が便利です。申告書は自分で書いて、できるだけお早めに送付してください。また、郵送による提出先はこれまでどおり須賀川税務署です。

◆須賀川税務署 〒962-1

0844 須賀川市東町96
また、納税方法には、便利な振替納税制度があります。

還付申告はお早めに
確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合

● 年中途中で退職し、再就職してない場合などです。

土地や建物を売ったとき
平成15年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。

譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。